

## 平成24年7月9日（月）から外国人住民の方の登録の方法が変わります！

\*外国人登録法が廃止され、外国人住民の方にも住民基本台帳法が適用されます。

### ● 対象者

- ・短期滞在者等を除いた、適法に3カ月を超えて在留する外国人住民の方です。

### ● 主な変更点

#### ①外国人住民の方も住民票が作成されます！

今まで外国人住民の方には「外国人登録原票記載事項証明書」が交付されていましたが、外国人登録法廃止後は、日本人と同じように住民票が作成されます。そのため、日本人と外国人とでの混合世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しが発行可能になります。

\*今まで外国人登録していた在留資格が短期滞在などの外国人住民は、住民基法台帳法の対象外となるため、外国人登録法廃止後は、今まで行っていた証明書の発行や印鑑登録はできなくなります。必要な方は、お早めに所定の手続きをしてください。

#### ②「外国人登録証明書」に変わり「在留カード」・「特別永住者証明書」が作成されます！

現在所持している「外国人登録証明書」が、新しく「在留カード」と「特別永住者証明書」へと変更になります。

##### （在留カード）

在留カードは、中長期在留者の方に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留に係る許可に伴って入国管理局で申請・交付されます。（新たに入国される場合は、空港等で交付されます。）

##### （特別永住者証明書）

特別永住者証明書は、特別永住者の方に対して交付されます。申請・交付される場所は今まで通り与那原町役場住民課の窓口です。

\*法改正後、すぐに在留カード、特別永住者証明書に切り替える必要はありません。一定期間は、「外国人登録証明書」を「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなすことができます。

〈「外国人登録証明書」が「在留カード」・「特別永住者証明書」とみなされる有効期限〉

対象者	16歳以上の方	16歳未満の方
特別永住者	外国人登録証明書の「次回確認（切替）申請期間」の初日が新制度導入後3年以内の場合は3年間（平成27年7月8日まで）、3年を超える場合は「次回確認（切替）申請期間」の初日まで有効	16歳の誕生日まで
永住者	新制度導入後3年間（平成27年7月8日まで）	3年間または、16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格の方	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日までまたは、16歳の誕生日のいずれか早い日まで

### ③各種申請の手続きの仕方が変わります！

在留資格や在留期間などの変更について、今までは、地方入国管理局で手続きした後に市町村でも再度変更申請手続きが必要でした。しかし、平成24年7月9日からは、地方入国管理局のみへの届出で済みます。

(注：住所異動の手続きは従来通り与那原町役場住民課の窓口で行います)

\*ただし、特別永住者の方は今まで通り「特別永住者証明書」の交付、変更申請は与那原町役場住民課の窓口での手続きになります。

### ④外国人住民の方も転出の手続きが必要になります！

・与那原町から他の市町村に異動する際、平成24年7月9日からは日本人と同様に転出手続きが必要になります。転入の際には、転出証明書の提出が必要になりますので、他の市町村へ住所を異動する際には必ず転出手続きを行って下さい。

\*住所を変更する際には、「在留カード」又は「特別永住者証明書」、「外国人登録証明書」のいずれかをご持参下さい。

**\*新制度についての詳しい内容については下記のホームページをご覧ください！**

〈法務省〉

新しい在留管理制度がスタート！

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

特別永住者の制度が変わります！

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html)

〈総務省〉

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)